

研究報告

日本における外国判決 および外国仲裁判断の承認・執行

高 杉 直

I. はじめに¹⁾

日本と台湾の企業間の国際取引に関連して紛争が生じ、双方の交渉によって解決ができない場合、最終的には、裁判所に解決をゆだねざるを得ない。台湾企業が台湾の裁判所で訴訟を提起して勝訴した場合には、台湾判決について、日本での執行が問題となる。

また、国際取引の場合には、契約中に仲裁条項が置かれていることも多い。この場合にも、仲裁地が日本以外の国（例えばシンガポールなど）に所在するのであれば、日本における外国仲裁判断の承認・執行が問題となる。

本稿は、台湾の方に対して、日本における外国判決および外国仲裁判断の承認・執行に関する法規律の概要を紹介することを目的とする。台湾企業 X と日本企業 Y との間の国際取引から生じた紛争に関して、「Y は、X に対して 1000 万米ドルを支払え」という内容の台湾の裁判所の判決または同内容のシンガポール国際仲裁センター（SIAC）の仲裁判断が下されたという設例を念頭に置く。

以下では、外国判決および外国仲裁判断の承認・執行に関する日本法の概要を見た後、日本における最近の裁判例を紹介する。

1) 本稿は、2017年2月19日に台湾の東呉大学にて開催された日本と台湾の研究
者による国際民事執行・保全法研究会における筆者の報告原稿を加筆修正したも
のである。

II. 外国判決の承認・執行

2. 1 外国判決の承認（民事訴訟法 118 条）

外国判決の承認については、民事訴訟法 118 条が次のとおり規定する。

（外国裁判所の確定判決の効力）

第 118 条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること。

（1）外国裁判所の確定判決（柱書）

まず、台湾判決との関係で、「外国」の意義が問題となる。というのは、台湾は、事実上は独立の国家（中華民国）であるように見えるものの、我が国は、現在、中華民国を国家として承認していないからである。そのため、「外国」には未承認国が含まれるかが問題となる。

この点については、①外交関係の処理が政府の権限であること（憲法 73 条 1 号）や②判決承認が一種の司法共助であることを理由に、未承認国を含まないとする考え方もあったが、通説は、①民事紛争に関する判決承認の問題と国際法上の国家承認とは関係しないこと、②当事者に実際上の不便が生ずることなどを理由に未承認国も含むと解している²⁾。

私見も通説を支持し、台湾判決も民訴法 118 条の「外国裁判所の確定判決」に該当し得ると解する。

（2）間接管轄（1 号）

次に、台湾判決が日本で承認されるためには、民訴法 118 条の 1 号から

2) 兼子一ほか『条解民事訴訟法（第 2 版）』（弘文堂、2011）624 頁を参照。

4号の要件すべてを充たす必要がある。第1に、台湾裁判所の国際裁判管轄（間接管轄）が肯定されなければならない。財産関係事件についての間接管轄の基準については、判例・通説によれば、「基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきもの」と解されている³⁾。従って、基本的に民訴法3条の2以下の直接管轄に関する規定を台湾での事件にあてはめた上で、台湾裁判所の間接管轄が認められるか否かの判断がなされることになる。

(3) 送達・応訴（2号）

第2に、送達・応訴の要件を充たす必要がある。民訴法118条2号の被告に対する「訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達」について、判例は、「我が国の民事訴訟手続に関する法令の規定に従ったものであることを要しないが、被告が現実には訴訟手続の開始を了知することができ、かつ、その防御権の行使に支障のないものでなければならない。のみならず、訴訟手続の明確と安定を図る見地からすれば、裁判上の文書の送達につき、判決国と我が国との間に司法共助に関する条約が締結されていて、訴訟手続の開始に必要な文書の送達はその条約の定める方法によるべきものとされている場合には、条約に定められた方法を遵守しない送達は、同号所定の要件を満たす送達に当たるものではない」と解している⁴⁾。

この点に関して、台湾と日本の間の国際送達が問題となる。正式な国交がないからである。台湾裁判所での訴訟に関し、日本に所在する被告に対する民訴法118条2号を充たす送達はきわめて困難であると考えられる。従って、日本のみに資産を有する日本企業Yを被告として台湾裁判所で訴訟を行うことは、現実的な選択肢とならないように思われる⁵⁾。

3) 最高裁平成26年4月24日判決（民集68巻4号329頁）。

4) 最高裁平成10年4月28日判決（民集52巻3号853頁）。

5) 台湾も日本の民訴法118条に似た外国判決承認制度を有しており、訴訟に必要な呼出し又は命令の送達を承認要件としている。この台湾法上の承認要件を充たす送達として、台湾と日本の窓口機関（交流協会）を通じた日本の裁判所からの台湾に対する送達と考えられるとの指摘がある。蔡秀卿「台湾における外国判決の承認及び執行の現状」産大法学48巻3=4号（2015）807頁、790頁を参照。

(4) 公序 (3号)

第3に、公序の要件を充たす必要がある。判例によれば、「外国裁判所の判決が民法118条により我が国においてその効力を認められるためには、判決の内容が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反しないことが要件とされているところ、外国裁判所の判決が我が国の採用していない制度に基づく内容を含むからといって、その一事をもって直ちに上記の要件を満たさないということとはできないが、それが我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決は、同法条にいう公の秩序に反するというべきである」と解されている⁶⁾。

(5) 相互の保証 (4号)

第4に、相互の保証の要件を充たす必要がある。判例によれば、民法118条4号の「相互の保証があること」とは、「当該判決等をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決等が同条各号所定の要件と重要な点で異なる要件の下に効力を有するものとされていることをいう」と解されている⁷⁾。

台湾と日本の間の相互の保証の有無については、台湾における外国判決の承認の要件が日本民事訴訟法118条と大きく異なることや、日本判決を承認した台湾判決が存在していることから、相互の保証があると主張されている⁸⁾。

2. 2 外国判決の執行 (民事執行法22条・24条)

民事執行法22条6号は、「確定した執行判決のある外国裁判所の判決」を債務名義としている。そして、外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えについては、民事執行法24条が次のとおり規定する。

6) 最高裁平成9年7月11日判決 (民集51巻6号2573頁) および最高裁平成19年3月23日決定 (民集61巻2号619頁)。
7) 最高裁昭和58年6月7日判決 (民集37巻5号611頁) および最高裁平成10年4月28日判決 (民集52巻3号853頁)。
8) 蔡・前掲注(5)777頁。

（外国裁判所の判決の執行判決）

第24条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

- ② 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。
- ③ 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第118条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。
- ④ 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

第1に、執行判決請求訴訟については、債務者の普通裁判籍の所在地（これがない場合には請求の目的または債務者の差押可能財産の所在地）の地方裁判所の国内管轄とされている。

第2に、執行判決請求訴訟において、日本の裁判所は、外国裁判所の「裁判の当否」を調査してはならない（実質的再審査の禁止）。「裁判の当否」の調査とは、一般に、外国の裁判における証拠判断・事実認定、法令の解釈・適用、訴訟手続上の瑕疵などの妥当性について調査することをいう⁹⁾。

第3に、執行判決請求訴訟で主に審査するのは、民訴法118条の承認要件の具備の有無である。執行判決請求訴訟における執行拒絶事由は、承認拒絶事由（民訴法118条）と実質的に同一だからである。

Ⅲ. 外国仲裁判断の執行

3. 1 外国仲裁判断の承認（ニューヨーク条約と仲裁法45条）

日本における外国仲裁判断の承認については、「1958年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約、NY条約）と仲裁法45条が重要である。

9) 最高裁平成10年4月28日判決（民集52巻3号853頁）を参照。また、中西康「外国判決の承認執行における *révision au fond* の禁止について（1～4・完）」法学論叢135巻2号1頁、4号1頁、6号1頁、136巻1号1頁（1994）も参照。

(1) NY 条約

NY 条約は、「1923 年の仲裁条項に関する議定書」(ジュネーブ議定書)と「1927 年の外国仲裁判断の執行に関する条約」(ジュネーブ条約)を統合・改善したものであり、2017 年 11 月末日において、157 法域が当事国となっている¹⁰⁾。台湾は、NY 条約の当事国ではない。

日本は、NY 条約 1 条 3 項の相互主義の留保を行っているため、他の締約国の領域内で作成された仲裁判断にのみ、NY 条約を適用する義務を負う。従って、台湾を仲裁地とする仲裁判断には NY 条約が適用されない。これに対して、シンガポールは NY 条約の締約国であるから、仲裁地をシンガポールとする SIAC の仲裁判断には NY 条約の適用がある。

NY 条約によれば、NY 条約 5 条に定める承認執行拒否事由に該当する事由がある場合を除き、日本において仲裁判断の承認執行が認められる。また、NY 条約 7 条 1 項によれば、仲裁判断の承認に一層有利な国内法を当事者が援用できるとされている。それゆえ、仲裁判断の承認を求める当事者は、仲裁法 45 条を援用することも可能である¹¹⁾。

(2) 仲裁法

仲裁法は、1985 年の「国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法」(MAL) に準拠して立法されたものである¹²⁾。仲裁法 45 条は、仲裁判断の承認について、次のとおり規定する。

10) NY 条約については、阿川清道「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について(上・下)」ジュリスト 231 号 18 頁、232 号 42 頁(1961)、小島武司=高桑昭編『注解・仲裁法』(青林書院、1988) 359 頁以下などを参照。

11) ただし、NY 条約 5 条と仲裁法 45 条の仲裁判断の承認拒否事由は、きわめて類似している。

12) MAL については、高桑昭「国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の国際商事仲裁に関する模範法(UNCITRAL MODEL LAW on International Commercial Arbitration)」『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000) 293 頁以下を参照。MAL は 2006 年に改訂されている。MAL に関する各国の裁判例については、UNCITRAL 2012 Digest of Case Law on the Model Law on International Commercial Arbitration (Uncitral, 2012) を参照。

（仲裁判断の承認）

第45条 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

- ② 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。
- 一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
 - 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。
 - 三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと。
 - 四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
 - 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。
 - 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。
 - 七 仲裁地が属する国（仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該国）の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。
 - 八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。
 - 九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- ③ 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。

仲裁法45条1項によれば、（外国）仲裁判断は、承認拒絶事由（2項）に該当しない限り、その効力が確定的に生じた時から、日本国内において自動的にその効力が認められる。民訴法118条と同様、自動承認主義を採用している¹³⁾。

また、民訴法118条4号やNY条約1条3項とは異なり、仲裁法は、相互主義を採用していない。従って、台湾を仲裁地とする仲裁判断であっても、承認の対象とされる。

13) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』（商事法務、2003）263頁。

仲裁法 45 条 2 項は、仲裁判断の承認拒絶事由として、①仲裁合意の有効性に関する事由（1号・2号）、②仲裁手続の適正性に関する事由（3号から6号）、③仲裁判断の有効性に関する事由（7号）、④日本の公序に関する事由（8号・9号）を規定する。

第1に、仲裁合意が有効でなかったことは、承認拒絶事由となる。仲裁制度自体が、当事者の仲裁合意を基礎とするものだからである。仲裁合意の有効性を判断するための準拠法は、当事者が指定した法（指定がなければ仲裁地法）による。ただし、当事者の行為能力の準拠法については、日本の国際私法によることになるため、当事者が自然人の場合には原則としてその本国法（法の適用に関する通則法 4 条 1 項）、法人の場合にはその設立地法によることになろう。

第2に、仲裁手続に重大な瑕疵があったことは、承認拒絶事由となる。仲裁制度を認めることにより、紛争解決を当事者の自治にゆだねるといっても、その範囲は適正な手続の履践がある場合に限られる。そのため、適切な通知や防御の機会を欠く手続その他の不適切な手続に基づく仲裁判断については、その承認が拒絶される¹⁴⁾。

第3に、仲裁判断が有効でないことは、承認拒絶事由となる。例えば、仲裁地で取り消された仲裁判断は、日本では承認されない。

第4に、日本法によれば仲裁適格が認められない問題に関する仲裁判断や日本の公序に反する仲裁判断についても、その承認が拒絶される。なお、仲裁適格と公序に関する承認拒絶事由は、職権調査事項とされている。

3. 2 仲裁判断の執行（民事執行法 22 条・仲裁法 46 条）

民事執行法 22 条 6 号の 2 は、「確定した執行決定のある仲裁判断」を債務名義としている。そして、仲裁判断の執行決定を求める手続については、仲裁法 46 条が次のとおり規定する。

14) 仲裁判断の取消に関するものであるが、「仲裁廷の構成又は仲裁手続」（仲裁法 45 条 2 項 6 号を参照）が、仲裁地が属する国の法令である日本の法令の規定に違反するとした大阪高裁平成 28 年 6 月 28 日決定（判タ 1431 号 108 頁、金商 1498 号 52 頁）がある

（仲裁判断の執行決定）

第46条 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができる。

- ② 〈略〉
- ③ 〈略〉
- ④ 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
- ⑤ 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- ⑥ 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- ⑦ 裁判所は、次項又は第九項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- ⑧ 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、前条第二項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（同項第一号から第七号までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。
- ⑨ 前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。
- ⑩ 第四十四条第五項及び第八項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

第1に、仲裁判断の執行決定を求める申立は、外国判決の執行判決請求訴訟とは異なり、決定手続が採用されている。ただし、裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、執行決定を行うことができない¹⁵⁾。

第2に、仲裁判断の執行決定を求める申立は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所、請求の目的もしくは債務者の差押可能財産の所在地を管轄する地方裁判所、または当事者が合意した地方裁判所の国内管轄とされている（仲裁法46条4項）。

第3に、仲裁判断の執行決定手続において、執行拒絶事由以外の事由に基づいて執行決定を拒絶することはできず、その意味で、実質的再審査の

15) 仲裁法46条10項が準用する44条5項。なお、谷口安平＝鈴木五十三編『国際商事仲裁の法と実務』（丸善雄松堂、2016）452頁。

禁止が妥当すると解されている¹⁶⁾。

第4に、仲裁判断の執行決定手続における執行拒絶事由は、承認拒絶事由（仲裁法45条2項）と実質的に同一である（仲裁法46条8項）。

IV 近時の裁判例の紹介

外国判決および外国仲裁判断の承認・執行に関する日本の近時の裁判例を紹介する。

4. 1 最高裁平成26年4月24日判決（民集68巻4号329頁）

(1) 事実の概要

上告人Xは、米国カリフォルニア州（加州）法人であり、眉のトリートメント技術及び情報（本件技術等）を保有していた。本件技術等は、加州民法典3426.1条ほか（本件規定）の「営業秘密」に当たる。被上告人Y1及びY2は、日本法人Aの従業員であった者であり、被上告人Y3会社は、Y1及びY2が日本で設立した株式会社である。被上告人Y4～Y6は、いずれもAの従業員であったが、Aを退職後、Y3会社に雇用された者である。

平成15年、Xは、日本国内における本件技術等の独占的使用権等を日本法人Aに付与する旨の契約を締結し、平成16年、加州内のXの施設において、Aの従業員であったY1及びY2に対し本件技術等を開示した。その後、Aは、日本国内において眉のトリートメントサロンを順次開設した。平成18年2月、Y1及びY2は、Aとは別に、Y3会社を設立し、Y1及びY2は、Aを退職した。Y3会社は、日本国内において眉のトリートメントサロンを開設したほか、眉のトリートメント技術を指導する教室を開講し、Y1及びY2は、Y3会社の取締役として眉のトリートメント技術を使用した。Y4～Y6は、平成18年末までにAを退職し、Y3会社に雇用されて、日本国内において眉のトリートメント技術を使用した。

16) 実質的再審査の禁止は、主として仲裁判断の取消手続との関係で問題となる。特に当事者が裁判所での再審査の合意をしていた場合である。この問題については、小島武司＝猪股孝史『仲裁法』（日本評論社、2014）491頁を参照。

Xは、平成19年5月、Yらによる本件技術等の不正な開示及び使用を理由に、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に対して、Yらを被告として、本件規定に基づく損害賠償及び差止めを求める訴えを提起した。同裁判所は、平成20年10月、Yらに対し、損害賠償のほか、日本国内及び米国内における本件技術等の不正な開示及び使用の差止めを命ずる旨の判決（本件米国判決）をした。

Xは、民事執行法24条に基づいて、本件米国判決の執行判決を求める訴えを東京地裁に提起した。第1審（東京地判平成22年4月15日）及び原審（東京高判平成23年5月11日）は、Yらの行為地は日本国内にあるため、これによるXの損害が米国内で発生したことを証明できなければならぬところ、その証明がないから、本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分及び差止めを命じた部分のいずれについても間接管轄を認める余地はないとして、Xの請求を棄却した。Xが上告。

(2) 判旨

破棄差戻し。

(1)「人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無については、基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきものと解するのが相当である。」

(2)「民訴法3条の3第8号の『不法行為に関する訴え』は、民訴法5条9号の『不法行為に関する訴え』と同じく、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えを含むものと解される（最高裁平成……16年4月8日第一小法廷決定・民集58巻4号825頁参照）。そして、このような差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない者も提起することができる以上は、民訴法3条の3第8号の『不法行為があった地』は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。」

(3)「ところで、民訴法3条の3第8号の規定に依拠して我が国の国際

裁判管轄を肯定するためには、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の場合、原則として、被告が日本国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる（最高裁平成……13年6月8日第二小法廷判決・民集55巻4号727頁参照）。そして、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではないというべきである。

そうすると、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えの場合は、現実の損害が生じたことは必ずしも請求権発生の要件とされていないのであるから、このような訴えの場合において、民訴法3条の3第8号の『不法行為があった地』が判決国内にあるというためには、仮に被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内では行っておらず、また原告の権利利益が判決国内では現実に侵害されていないとしても、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りるというべきである。」

(4)「これを本件についてみると、本件規定は、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求についても定めたものと解される。そして、本件米国判決が日本国内だけでなく米国内においてもYらの不正行為の差止めを命じていることも併せ考えると、本件の場合、YらがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれがあるか、Xの権利利益が米国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明された場合には、本件米国判決のうち差止めを命じた部分については、民訴法3条の3第8号に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地もある。また、そうであれば、本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分についても、民訴法3条の6に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地も出てくることになる。」

(5)「以上と異なり、YらがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれの有無等について何等判断しないまま間接管轄を否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、

上記の点についてはまだ客観的事実関係の立証活動がされていないのであるから、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

(3) 本判決の意義

本判決は、①平成 23 年民訴法改正による国際裁判管轄規定の整備後、最高裁として初めて、民訴法 118 条 1 号の間接管轄の判断基準につき、基本的に当該管轄規定に準拠することを判示（判旨（1））した上で、②民訴法 3 条の 3 第 8 号の「不法行為に関する訴え」には、差止請求に関する訴えをも含み、「不法行為があった地」には、違法行為が行われるおそれのある地や権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むこと（判旨（2））、並びに、③間接管轄における管轄原因事実である「不法行為があった地」の証明について、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りること（判旨（3））、を明らかにした。

①は、従来の判例の立場¹⁷⁾を再確認したものである。②は、国内管轄原因としての不法行為地に関する議論¹⁸⁾が国際管轄原因としての不法行為地の解釈にも妥当することを明らかにしたものである。③は、管轄原因事実としての不法行為の証明に関する従来の判例の立場¹⁹⁾を再確認したものである。

実務的には、権利侵害行為や権利侵害結果が判決国で生ずる「おそれ」があるとの客観的事実関係が証明された場合には、日本国内での行為の差止めや損害賠償請求を命じた外国判決も日本で承認される可能性を示唆する点に留意する必要があるだろう。

4.2 東京高裁平成 29 年 5 月 18 日判決(2017WLJPCA05186002)

(1) 事実の概要

原告 X は、A を代表取締役とする日本の会社であり、被告 Y は、パナマ法人である。訴外 a 社は、ロシア法人である。A は、平成 20 年、X を貸主、a 社を借主とする金銭消費貸借契約に署名した。

17) 最高裁平成 10 年 4 月 28 日判決（民集 52 卷 3 号 853 頁）。

18) 最高裁平成 16 年 4 月 8 日決定（民集 58 卷 4 号 825 頁）を参照。

19) 最高裁平成 13 年 6 月 8 日判決（民集 55 卷 4 号 727 頁）を参照。

Yを貸主、Xを借主とする借用契約書（本件契約書）が存在する。本件契約書中には、「合意に達しなかった場合、本契約書から、または本契約書に関連して発生する紛争、見解の不一致または請求事項は、契約の履行、違反、消滅または無効性にかかわるものを含め、すべて、ロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所（モスクワ市）（「本件仲裁廷」という）がその仲裁規則にしたがって行う解決に委ねる。これらの紛争は、すべて、ロシア連邦の実体法の規定にしたがって解決するものとする。仲裁判断は終局的であり当事者双方はこれを履行する。」との記載がある（この合意を「本件仲裁合意」という。）。

Yは、平成20年4月10日、ラトビア共和国にあるリエトム銀行のY名義の口座から、三菱東京UFJ銀行新富町支店のX名義の口座宛てに1億9600万円を送金した。Xは、同月16日、三菱東京UFJ銀行新富町支店のX名義の口座から、ロシアにあるSBERBANK PRIMORYE BRANCHのa社名義の口座に1億9600万円を送金した。

本件仲裁廷は、2010年（平成22年）8月17日、「①Xは、Yに対し、貸付金1億9600万円、借入利息3360万9972.60円、遅延利息459万5235.93円、Yが利益擁護のために代理人に要した費用5000米ドルを支払わなければならない。②Xは、Yに対し、仲裁費用4万2651米ドルを支払わなければならない。」との内容の仲裁判断（本件仲裁判断）をした（本件仲裁判断に基づくYのXに対する債権を「本件債権」という）。

Yは、東京地方裁判所に対し、本件仲裁判断に基づく執行決定を求める申立てをし、同裁判所は、平成24年6月29日、本件仲裁判断に基づいてYがXに対して強制執行することを許可する決定をした（本件執行決定）。Xは、同決定に対し、抗告したが、東京高等裁判所は、同年11月8日、Xの抗告を棄却した。

a社は、平成22年10月4日、倒産者認定申請をロシア連邦イルクーツク州仲裁裁判所に申請した。

Xは、平成25年2月21日、Yに対し、XがYに対して有する契約上または不法行為に基づく損害賠償請求権（1億9600万円）と、YのXに対する本件債権を相殺する旨の意思表示をした。

Xは、①債務名義の成立についての異議（民事執行法35条1項後段）として仲裁合意の不存在（仲裁合意文書の偽造）による仲裁判断の無効、②債務名義に係る請求権の存在についての異議（同項前段）として請求権

の不発生又は相殺による消滅、③強制執行が権利の濫用又は公序良俗違反であることを異議事由として主張し、本件仲裁判断に基づく強制執行の不許を求める訴え（民事執行法 35 条）を提起した。

第 1 審の東京地裁平成 28 年 7 月 13 日判決（2016WLJPCA07136001）は、①について、仲裁合意文書が偽造されたか否かを判断することなく、「確定した執行決定のある仲裁判断」は「裁判以外の債務名義」ではないから、債務名義の成立についての異議を異議事由とすることはできないとして、X の主張を排斥し、②および③について、X の主張を認めることなく、請求を棄却した。X が控訴。

控訴審で X は、不服申立の範囲を①に限定している。

（2）判旨

控訴棄却。

「1 X は、『確定した執行決定のある仲裁判断』に対する請求異議において、それ自体は裁判とはいえない仲裁判断の成立に仲裁合意の不存在等の瑕疵があれば、民事執行法 35 条 1 項後段の『裁判以外の債務名義の成立』についての異議として主張できる旨を主張する。

2 (1) 本件請求異議の対象である『確定した執行決定のある仲裁判断』（民事執行法 22 条 6 号の 2）は、仲裁判断と執行決定が結び付いた複合的債務名義であると解される。なお、仲裁判断自体は、執行決定がされるまでは執行力を有さず、債務名義として完成していないから、執行力の排除を目的とする請求異議の対象とすることもできないと解される。

(2) 民事執行法 35 条 1 項後段が『裁判以外の債務名義』について、その成立を請求異議訴訟で争えることとしたのは、裁判である債務名義及び裁判によって完成する債務名義は上訴、異議又は再審によってその成立を裁判手続の過程において争う手段が与えられているのに対して、裁判以外の債務名義についてはその成立を争うこれらの手段が通常存在しないために請求異議の訴えをもって争うことを認めたものと解される。そして、ここでいう『裁判』は、判決に限らず、決定や命令（同法 22 条 3 号）を当然に含むものである。

したがって、『確定した執行決定のある仲裁判断』は、文理上も『裁判以外の債務名義』には該当しないし、X が問題とする仲裁判断の成立の瑕

疵は執行決定を求める申立ての手續において争うことができ、執行決定に対して即時抗告をすることもできる（仲裁法 46 条 10 項、44 条 8 項）のであるから、上記民事執行法 35 条 1 項後段の趣旨からしても、請求異議訴訟において、『確定した執行決定のある仲裁判断』の成立についての異議を主張することは許されないというべきである。

(3) X の上記の主張は、それ自体としてはまだ債務名義として完成していない仲裁判断の成立の瑕疵をもって、その後執行決定という裁判が付加されて完成する債務名義の成立の瑕疵とみなそうとする点において、『確定した執行決定のある仲裁判断』が 1 個の複合的債務名義であるという上記解釈に整合しないものであり、採用することができない。

3 (1) ところで仲裁判断に対する執行決定の制度は、仲裁判断の執行をするために執行判決（なお、旧公示催告・仲裁手続法 802 条が外国仲裁判断に適用されるか否かは争いがあったが、本件の争点を判断する上ではこの点は影響しない。）を要するとされていたものを決定手續に改めたものである。仲裁法の制定に伴うこの箇所の改正は、当事者が訴訟によらず、簡易性、迅速性その他の訴訟とは異なる特長を有する紛争解決手段として仲裁手続を選択したにもかかわらず、仲裁判断の執行に先立って判決手續まで要求するのは重厚に過ぎ国際取引紛争の迅速解決の要請にそぐわないなどの批判があったことや国際的な立法動向を踏まえたものである。もっとも、決定手續に改められたとはいえ、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならないとされており（仲裁法 46 条 10 項、44 条 5 項）、執行の相手方となる債務者の手續保障にも十分配慮したものとなっている。

(2) また、執行判決の制度は、仲裁判断に取消事由があるかどうかを審理して仲裁判断に執行力を付与するかどうかを判断するものであり（旧公示催告・仲裁手続法 802 条 2 項、801 条）、当事者間の実体的な権利義務関係の確定を目的とするものではなかったから、これを決定手續化することは憲法 32 条、82 条との関係で問題がないものであった（なお、X も執行決定の手續は本質的な非訟事件であるとしており、この点は問題としていないと解される。）。

(3) X は、①旧公示催告・仲裁手続法下の執行判決の制度と異なり、本件執行決定の手續において公開された口頭弁論、対審、証人尋問等控訴人

に対する十分な手続的保障がされなかったこと、②確定した本件執行決定において本件仲裁合意を含む本件契約書が偽造されたものであり本件仲裁合意が不存在であるとのXの主張が認められず、本件仲裁判断に承認拒絶事由があると判断されなかったとしても、その判断には既判力がないことを根拠として、本件請求異議訴訟において、民事執行法35条1項後段の『裁判以外の債務名義の成立』についての異議として本件契約書が偽造文書であって本件仲裁合意が不存在であることを理由に本件仲裁判断が無効である旨を主張すること（異議事由1）は許されるべきであると主張する。この主張は、旧公示催告・仲裁手続法下では執行判決を求める手続で確保されていた、Xが仲裁判断の成立の瑕疵を公開の法廷における訴訟手続で争えるという手続的保障が、執行判決の制度から執行決定の制度に改められたことによって失われ、本件執行決定の手続においても現実にその保障がされなかったことから、本件請求異議訴訟において、民事執行法35条1項後段の規定に基づき上記異議事由1の主張をすることを認め、債務者に対する手続的保障を確保する必要がある旨を主張するものと解される。

(4) しかしながら、Xの上記主張は、以下の理由で採用することができない。

前記(1)及び(2)のとおり、そもそも執行決定の制度は、当事者間の実体的な権利義務関係の確定を目的とするものではないため理論的な必要性はなかったものの重厚な判決手続を要することとされていた執行判決の制度を改めたものであって、これにより執行決定の手続で債務者が仲裁合意の不存在を公開の法廷における訴訟手続で争う機会が必ずしも保障されなくなったとしても、民事執行法においてその代替手段を別途設ける理論的必要性は生じない。さらに債務名義の執行力の排除を目的として裁判以外の債務名義の成立に瑕疵があるかどうかを問題とすることもまた当事者間の実体的な権利義務関係の確定を目的とするものではないから、本来これを公開の法廷における訴訟手続で争う機会が憲法上保障されているとはいえない。そうすると、上記代替手段として請求異議訴訟を新たに利用できるようにしなければならない必要性もない。

そうすると、仲裁判断についての執行判決の制度を執行決定の制度に改める一方で、『確定した執行判決のある仲裁判断』がそうであったのと同

様に『確定した執行決定のある仲裁判断』の成立についての請求異議は認めないとするのも立法としては当然許容されることである。他方、債務者の手続保障にも配慮して即時抗告が可能な執行決定が付された仲裁判断についても、その成立を請求異議訴訟で争えるようにするという立法を採用しようとするのであれば、上訴等によってその成立を争う手段のない裁判以外の債務名義に限ってその成立について請求異議を認めるとしている民事執行法35条1項後段の趣旨（前記2（2））との整合性が問題になるところであるから、その点が議論され、同項の規律するところを変更する立法措置の要否も検討されることになったはずである。

仲裁法の制定に伴うこうした点の改正の状況についてみる。旧公示催告・仲裁手続法下では、仲裁法附則21条による改正前の民事執行法22条6号は、『確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断』と規定していたが、仲裁法の制定に伴い同法附則21条により民事執行法22条6号が『確定した執行判決のある外国裁判所の判決』、同条6号の2が『確定した執行決定のある仲裁判断』に改正された。しかし、『裁判以外の債務名義の成立』についての異議を主張できる旨を定めた民事執行法35条1項後段の規定は改正されなかった。また、仲裁法の立法過程において仲裁判断についての執行判決の制度を執行決定の制度に改めるのに伴い、仲裁合意文書の偽造等仲裁合意の不存といたった仲裁判断の成立の瑕疵があることを請求異議訴訟において『確定した執行決定のある仲裁判断』の成立についての異議として主張できるようにすべきことが議論されたこともうかがえない。

以上によれば、仲裁法の制定により執行判決の制度が執行決定の制度に改められたのに伴い、請求異議訴訟において、『確定した執行決定のある仲裁判断』の成立についての異議を主張できるとの立法がされたとはいえない。Xの上記主張は独自の見解であって採用することができない。

4 Xは、本件仲裁判断に承認拒絶事由があるとはいえないとした本件執行決定の判断に既判力がないことを自らの主張の根拠として挙げる（前記（3）②）。

しかしながら、『確定した執行決定のある仲裁判断』の成立についての請求異議が許容されるか否かの問題（請求異議事由該当性）と執行決定の既判力の有無とは別個の問題である。すなわち、理論的には上記請求異議

事由該当性を認めた上で執行決定に既判力を認めて実質審理をせずに執行決定に沿った判断をさせるという選択もあれば、また、一方では、執行決定に既判力を認めず仲裁判断の承認拒絶事由の有無を別訴で争う余地を残しながら、『確定した執行決定のある仲裁判断』の成立についての請求異議として争うことを許容せず、上記請求異議事由該当性は否定するという選択も当然にあり得るものである。

そして、前記3のとおり、上記請求異議事由該当性を否定する立法措置が採用されたというべきであり、この点を判断する上で執行決定の既判力の有無を論ずる必要はない（なお、仲裁判断に係る請求権の存在についての異議（民事執行法35条1項前段）において、仲裁合意文書が偽造であることから仲裁合意が存在せず、その結果仲裁判断が無効となることを主張することの当否は、本件控訴の理由とされていないことから、当裁判所の審理の対象外である。）²⁰⁾」

(3) 本判決の意義

本判決は、外国仲裁判断の執行との関係で、請求異議の訴えに関する民事執行法35条1項の解釈・適用を示した点に意義がある。

本判決は、「確定した執行決定のある仲裁判断」が「裁判以外の債務名義」（民事執行法35条1項後段）に該当せず、仲裁判断の「成立」（同）についての異議事由を主張できないと判示する。従って、仲裁判断については、仲裁判断「に係る請求権の存在又は内容」（同前段）についての異議事由しか主張できないことになる。

なお、本件と同様に、仲裁判断の執行決定が下された後の相殺を理由とする請求異議の訴えに関する裁判例として、東京地裁平成26年3月24日判決（2014WLJPCA03248003）がある²¹⁾。

20) 第1審は、民事執行法35条1項前段の「債務名義に係る請求権の存在」に関して、確定した執行決定のある仲裁判断が「確定判決」（民事執行法35条2項）に含まれ、同項の「口頭弁論の終結後」との文言が、仲裁判断の既判力の基準時である「仲裁判断がされた後」と読み替えられると判示していた。ただし、学説上は、仲裁判断の既判力の基準時については、仲裁判断書の作成日を基準とする説や仲裁手続における事実審理の終結時とする説などがある。小島=猪股・前掲注(16)417頁・435頁などを参照。

21) 同判決の評釈として、小池未来「請求異議の訴えの国際裁判管轄と相殺の主張」ジュリスト1483号124頁(2015)を参照。同事件では、執行決定の後に、債務者が、債権者に支払済みの前渡金の返還請求権を自動債権として相殺の意思表示

V. 結びに代えて

以上、日本における外国判決および外国仲裁判断の承認・執行の法規律の概要を見てきた。

外国判決の承認・執行については、民訴法 118 条と民事執行法 24 条の理解が重要である。いくつかの論点については、最高裁判決によって一定範囲で明確化が図られている。

しかし、日本と台湾との間では、判決の承認・執行がきわめて困難なことが判明した。従って、日本企業と台湾企業との国際取引においては、仲裁条項を入れておくことが強く推奨されよう。仲裁判断であれば、日本でも承認・執行が可能だからである。

外国仲裁判断の承認・執行については、特に仲裁法 45 条・46 条が重要である。仲裁法は、比較的詳細な内容を定めており、また、同法 45 条 2 項の承認・執行の拒否事由の解釈についても、NY 条約や他の MAL 採用国の裁判例を参考とすることが可能であろう。

を行った上で、請求異議の訴えを提起した。これに対して、債権者は、相殺を異議事由として主張する前提として、自働債権について我が国に国際裁判管轄権が有ることが必要であると主張した。同判決は、「国際裁判管轄の存否は、訴訟物との関係において問題となるというべきであり、訴訟物について国際裁判管轄を有する裁判所は、その当否について判断するのに必要な事実上・法律上の全ての点について審理・判断することができる」と解するのが相当であるところ、相殺の主張は、攻撃防御方法の一つにすぎない」と判示し、有効な相殺が成立していると認定した上で、債務者による請求を認容した。